(9)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員長は、委員の中から互選しなければならないこととした。

(10)　委員長は、参議院合同選挙区選挙管理委員会を代表し、その事務を総理することとした。

(11)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の会議は、五人以上の委員の出席がなければ開くことができないこととした。

(12)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによることとした。

(13)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約には、その名称、経費の支弁の方法、執務場所等につき規定を設けなければならないこととした。

(14)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員、抗告訴訟等の取扱い、地方自治法等の適用等について、所要の規定を設けることとした。(第五条の六及び第五条の一〇関係)

(15)　市町村の選挙管理委員会に対する参議院合同選挙区選挙管理委員会の関与について、所要の規定を設けることとした。(第五条の七～第五条の九関係)

(16)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員は、在職中、選挙運動をすることができないこととした。(第一三六条関係)

(17)　参議院合同選挙区選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する訴訟は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約に定める執務場所を管轄する高等裁判所の専属管轄とすることとした。(第二一七条関係)

(18)　参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員及び職員について、所要の罰則の規定の整備を行うこととした。(第二二一条第二項、第二二三条第二項、第二二六条、第二二七条及び第二三七条第四項関係)

㈡　選挙分会長等

(1)　参議院合同選挙区選挙においては、合同選挙区都道府県ごとに、選挙分会長を置くこととした。(第七五条第二項関係)

(2)　(1)の選挙分会長は、選挙分会を開き、開票結果の調査を行い、各候補者の得票総数を計算し、その結果を選挙長に報告しなければならないこととし、選挙長は、選挙会を開き、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならないこととした。(第八〇条及び第八一条第五項関係)

4　その他

㈠　合同選挙区都道府県は、3㈠(1)から⑮までの規定の施行後この法律が施行されるまでの間に、速やかに参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約を定め、この法律による改正後の公職選挙法の円滑な実施を確保するため必要な準備を行うこととした。(附則第三条関係)

㈡　この法律の施行前にした行為及び5㈡によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。(附則第五条関係)

㈢　平成三一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとすることとした。(附則第七条関係)

㈣　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律について、参議院合同選挙区選挙における選挙会経費の額を追加する等の改正を行うこととした。(附則第一〇条関係)

5　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。ただし、4㈠の規定は公布の日から施行し、3㈠(1)から⑮までの規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

㈡　この法律による改正後の公職選挙法の規定及び4㈣による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によることとした。

法律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年八月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の見出し中「技術的」を「中央選挙管理会の技術的」に改める。

第五条の四の見出しを「(中央選挙管理会の是正の指示)」に改める。

第五条の五の見出しを「(中央選挙管理会の処理基準)」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(参議院合同選挙区選挙管理委員会)

第五条の六　二の都道府県の区域を区域とする参議院（選挙区選出）議員の選挙区内の当該二の都道府県（以下「合同選挙区都道府県」という。）は、協議により規約を定め、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を置くものとする。

2　参議院（選挙区選出）議員の選挙のうち二の都道府県の区域を区域とする選挙区において行われるもの（以下「参議院合同選挙区選挙」という。）に関する事務は、第五条の規定にかかわらず、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する。この場合において、参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とみなして、同法その他の法令の規定を適用する。

3　参議院合同選挙区選挙管理委員会は、委員八人をもつて組織する。

4　委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員をもつて充てる。

5　委員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員でなくなつたときに限り、その職を失う。

6　委員の任期は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員としての任期による。ただし、地方自治法第百八十三条第一項ただし書の規定により後任者が就任する時まで合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員として在任する。

7　委員は、非常勤とする。

8　委員は、合同選挙区都道府県に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該合同選挙区都道府県が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

9　参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員長は、委員の中から互選しなければならない。

10　委員長は、参議院合同選挙区選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

11　参議院合同選挙区選挙管理委員会の会議は、五人以上の委員の出席がなければ開くことができない。

12　参議院合同選挙区選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

13　参議院合同選挙区選挙管理委員会に職員を置く。

14　前項の職員は、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会が協議して定めるところにより、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の職員をもつて充てるものとする。ただし、合同選挙区都道府県の知事が協議して定めるところにより、その補助機関である職員をもつて充てることを妨げない。